

福岡県外国人留学生等の参入促進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡県外国人留学生等の参入促進事業費補助金（以下、「補助金」という。）の規定に基づき、この事業の実施に当たり必要な事項について定めることを目的とする。

(事業概要)

第2条 この補助金は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第4号に規定する介護福祉士養成施設であって県内に所在するものが、以下の事業を実施した場合に要する経費の一部を補助する。

(1) 補助対象事業及び基準額

① 国内人材の確保に関する事業

将来介護現場を担う若者世代の確保に向けた取り組みを実施したときは、年額80万円を上限とする（千円未満切捨て）。

② 外国人留学生の確保に関する事業

外国人留学生の確保に向けた取り組みや、留学生に対する日本語学習等の課外事業等を実施したときは、年額200万円を上限とする（千円未満切捨て）。

③ ①及び②の事業を実施したときは、年額200万円を上限とする（千円未満切捨て）。

(2) 補助対象経費

補助事業の実施に必要な次に掲げる経費

賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料、通訳料、翻訳料）、賃借料及び使用料、委託料、備品購入費、負担金。

(3) 補助対象期間

補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までに実施した事業とする。

(交付申請)

第3条 本事業による補助を受けようとする者は、補助金交付要綱第7条に定める申請書を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) 経費所要額調書（様式1-2）

(2) 支出計画書（様式1-3）

(3) 事業計画書（様式1-4）

(4) 役員一覧（様式1-5）

(5) 収支予算（見込）書の抄本

(6) その他参考となる資料

(実績報告)

第4条 本事業による実績報告をしようとする者は、補助金交付要綱第13条に定める実績報告書を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 経費所要額精算書(様式6-2)
- (2) 対象経費の精算額内訳(様式6-3)
- (3) 事業報告書(様式6-4)
- (4) 収支決算(見込)書の抄本
- (5) 補助対象事業の概要を示す写真
- (6) その他参考となる資料

(補助事業者の義務)

第5条 この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守ること。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分または執行計画の変更(軽微な変更を除く)をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の進捗状況等確認のために県が報告を求めた場合は、遅滞なく県に報告すること。また、必要に応じて県が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- (5) 補助事業を完了した場合は、補助事業を完了した日から起算して1月を経過した日または翌年度4月10日までのいずれか早い日までに補助金交付実績報告書を県に提出すること。
- (6) 補助対象事業のうち、国内人材の確保に関する事業として、中学生や高校生が参加する事業を主催する場合は、参加者に対して別紙1によりアンケート調査を行い、回収後に、参加者の学校に対して、コピーを送付すること。

「あった」又は「ほかの人が言われているのを聞いた」と回答した参加者がいた場合は、その参加者の学校に対し、その内容を聞き取りの上、別紙2により県に報告するよう依頼するとともに、その内容が記載されたアンケートを県に提出すること。

なお、他の専修学校又は大学等、複数の学校が参加する進路ガイダンス等に、補助事業を実施する介護福祉士養成施設が参加する場合(主催ではない場合)は不要とする。

附 則

この要領は、令和元年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月23日から施行する。